

令和5年度 第1回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和5年9月5日（火曜）午後3時から午後5時

【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

<委 員>

栗川委員、中村委員、佐藤委員、田部委員、中島委員、高橋委員、石井委員、治委員、
菊地委員、丸山委員、松井委員、有川委員、柴田委員

計13名

（欠席委員：熊谷委員、海老委員）

<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、
保健所保健管理課、各区健康福祉課、特別支援教育課

【傍聴者】

4名

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 4
3. 自己紹介・・・・・・・・・・ p 5
4. 議事・・・・・・・・・・ p 8
5. その他・・・・・・・・・・ p 27
6. 閉会・・・・・・・・・・ p 28

1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中審議会にご出席いただきありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ち、本日は、今年度最初の審議会となりますので、会議の公開および議事の取り扱いについて、ご説明いたします。新潟市附属機関等に関する指針により、会議は原則として公開することとしていますので、本日は傍聴が可能となっています。また、報道機関による取材が入る場合がございますのでご了承ください。本日は、報道機関が取材にきていますが、撮影については議事に入るまでの間といたします。

当会議の内容については、同指針により、議事録を作成し、後日ホームページなどで公開することとしておりますので、よろしくお願いいたします。また、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。はじめに、事前にお送りしたものとして、

- ・ 本日の次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 座席表

【資料1】第4次新潟市障がい者計画進捗状況

【資料2】第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画 数値目標達成状況

【資料3】第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画 サービス見込み量に対する実績について

【資料4】第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の策定について

【資料5-1】障がい福祉施策に関するアンケート調査について

【資料5-2】令和5年度アンケート調査票（障がい者向け）

【資料5-3】令和5年度アンケート調査票（障がい児向け）

【参考資料1】新潟市障がい者施策審議会について

【参考資料2】新潟市障がい者施策審議会条例

【参考資料3】第4次新潟市障がい者計画・第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画（概要版）

以上13点でございます。続きまして、本日も机上配布させていただいた資料として、

・「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要

差し替え資料といたしまして、

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿

以上、3点を事務局より配布させていただきましたが、お手元にありますでしょうか。

また、会議資料ではありませんが、当審議会委員の委嘱状を配布させていただいております。こちらも合わせてご確認ください。

また、石井委員より、パーキンソン病友の会のパンフレットの配布依頼がございましたので、併せて机上に配布しております。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、福祉部長の今井よりごあいさつ申し上げます。

(今井福祉部長)

皆さん、こんにちは。福祉部長の今井でございます。本日はご多忙の中、審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。皆様方におかれましては、日ごろより本市の障がい福祉施策に、さまざまな機会でご協力・ご支援をいただきまして、あらためて感謝申し上げる次第です。

今回、委員の改選が行われ、新たに委員になられた方、また引き続きお引き受けいただいた方におかれましては、3年間どうぞよろしく願いいたします。

さて、この審議会は、障がい者施策全般について審議する場であり、障害者基本法に定める「障がい者計画」、それから障害者総合支援法に定める「障がい福祉計画」、児童福祉法に定める「障がい児福祉計画」という3つの計画の策定、進捗状況の監視・推進をする場として、非常に重要な機関となっております。

本日が令和5年度の第1回目の審議会となりますが、今年度は令和6年度からの「第7期障がい福祉計画」および「第3期障がい児福祉計画」を策定する年度ということで1年間で4回、この審議会にご参加いただく予定となっております。皆様方におかれましては、大変ご苦勞をおかけしますが、どうかよろしく願いいたします。

最後になりますが、皆様から忌憚のないご意見を頂き、本市の障がい福祉施策がより前進できるよう、われわれも取り組んで参りたいと思いますので、ご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。今日はよろしく願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

次に、本日の委員の出席状況でございますが、熊谷委員、海老委員から欠席のご連絡をいただいております。15名の委員のうち、13名の委員の方々が出席されており、過半数を超えていますので、お手元にある参考資料2、新潟市障がい者施策審議会条例、第5条第2項の規定により、この審議会が成立していることをご報告いたします。

3. 自己紹介

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

続きまして、次第の3、自己紹介になりますが、この審議会の任期は3年間となっており、令和5年3月末に前委員の任期満了を迎え、4月1日から新たに今回お集まりの皆様、当審議会の委員にご就任いただいています。ご就任後、今回が初めての審議会となりますので、委員の皆様全員から簡単に自己紹介をいただきたいと思います。

それでは、栗川委員から順に、自己紹介をお願いいたします。

(栗川委員)

新潟市視覚障害者福祉協会の会員の、栗川治といいます。前期に続いてやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(田部委員)

新潟地区手をつなぐ育成会、知的障がい者の保護者と本人の会です。これは私の子です。今日ちょっと預かっていただけるところがないので、連れてきました。よろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

新潟市身体障害者福祉協会連合会の会長をしております、佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

(中島委員)

精神障がい者を支援する市民の会である、にいがた温もりの会の理事長をしております、中島と申します。よろしくお願いいたします。

(高橋委員)

認定NPO法人にいがた・オーティズムの理事をしております、高橋といいます。何もわからないので、よろしくお願いいたします。私自身は、重度の知的障がいを併せ持つ重度の自閉症児の母です。よろしくお願いいたします。

(石井委員)

全国パーキンソン病友の会新潟県支部の会長になりました、石井和男と申します。自己紹介を兼ねて、ちょっと皆様のお手元にあるパンフレットの紹介をさせていただきます。パーキンソン病にかかっている方は新潟県で2,543名ほどいらっしゃいます。そのうち、新潟市は808名もいらっしゃいます。こちらは難病指定の受給者証の数であります。実際のパーキンソン病にかかっている人は、もっと多いわけです。私がパーキンソン病と告知されたのは14年前で、働き盛りの若年性パーキンソン病であります。オンのときは皆様と変わらず活動できますが、オフになるとこのような状態になります。そんな病気です。

そのような仲間の集まりが、パンフレットにあるとおり、友の会であります。友の会という組織を知らない人が、まだまだ多くいらっしゃり、ぜひとも皆様の地域で友の会のこ

とをご存じない方に差し上げていただければ幸いです。

パーキンソン病は症状が進むとやっかいになります。患者自身も苦しくなりますけど、ご家族の負担、介護者の負担はもっと大きくなります。そうならないための予防はありません。受給者症はヤールⅢ以上の方が対象ですが、ヤールⅠ、Ⅱの軽い方、パーキンソン病になったばかりの方々のことに対して、適切なアドバイスを差し上げてあげれば、症状を遅らせることができる病気です。治らない病気ですけど、遅らせることはできます。したがって、パーキンソン病ですけども、Ⅰ、Ⅱの方の場合は、皆さんからのアドバイスで、運動・リハビリが大事なんだよということを書いていただければ。私も14年前、そういう方に出会っていればなと思うことが多々あります。とにかくこの病気は、何もしなければ進行性で進んでいきますけれども、適切な運動を指導を受けながらやっていけば、遅らせることができる病気だということを訴え続けていただきたいと。そのようなことをみんなが励まし合いながらやっている団体が、友の会です。ぜひともPRのほうよろしく願い申し上げます。以上でございます。

(治委員)

社会福祉法人とよさか福祉会の事務局長してます、治と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(中村委員)

はじめまして。NPO 法人新潟市ろうあ協会、中村佐と申します。よろしくお願いいたします。

(菊地委員)

社会福祉法人新潟太陽福祉会、太陽の村の菊地でございます。よろしくお願いいたします。

(丸山委員)

新潟市障がい者基幹相談支援センター西の丸山と申します。よろしくお願いいたします。

(松井委員)

新潟市歯科医師会の松井と申します。新潟市口腔保健福祉センターの担当理事をしています。よろしくお願いいたします。

(有川委員)

新潟大学の有川と申します。よろしくお願いいたします。

(柴田委員)

新潟公共職業安定所、ハローワークの柴田と申します。よろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。また、事務局につきまして、配布しました出席者名簿の裏面をご覧ください。この体制で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

4. 議事

(1) 会長・会長代理の選出

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

続きまして、これより議事に移らせていただきますが、会長が選出されるまでは、引き続き司会のほうで議事を進行させていただきます。

まず、本日の議事の流れですが、最初に会長・会長代理の選出を行い、その後、現行の第4次新潟市障がい者計画及び第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の進捗状況、次に、次期計画となる第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の策定について、最後に障がい福祉施策に関するアンケート調査について説明させていただきます。

おおむねの配分時間ですが、(1) 会長・会長代理の選出につきましては5分程度、(2) 第4次新潟市障がい者計画の進捗状況についてと(3) 第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の数値目標達成状況についてを、合わせて45分程度、(4) 第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の策定については20分程度、(5) 障がい福祉施策に係るアンケート調査については10分程度、(1) から(5) の議事全体として、80分程度を予定しております。残りの時間については、質疑応答などに充てさせていただきます、会場の使用時間もふまえて、最終的に5時までに会議を終えたいと考えていますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、はじめに、議事の(1) 会長・会長代理の選出ですが、当審議会の会長は、施策審議会条例第4条の規定により、委員の互選により決定することとなっています。立候補もしくは推薦などありますでしょうか。

(菊地委員)

はい。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

菊地委員、お願いいたします。

(菊地委員)

私は有川委員を推薦したいと思います。理由は、前会長でもありますし、この審議会を十分まとめられてこられたということ。あと議論の連続性を考えても、有川委員が適任だと思いますので、ご推薦させていただきます。以上です。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ただいま、菊地委員から、有川委員を推薦したいとのご発言がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございます。皆様のご賛同によりまして、会長は有川委員に決定いたしました。それでは、会長に選出されました有川会長におかれましては、会長席へお移りいただき、一言ごあいさつをお願いいたします。

(有川会長)

大変な大役を承りました。力不足なところはございますけれども、皆様のお力添えを頼りに、障がいのある方々が安心して生活できる、多様性のある社会を実現していくための審議にあたっていきたいと思っております。ぜひともご協力のほど、よろしく申し上げます。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。それでは、ここからの議事については、会長に進行をお願いいたします。

(有川会長)

それでは、次第にしたがいまして議事を進めさせていただきます。議事（１）では、会長のほか会長代理も選出することになっております。施策審議会条例第４条第３項により、会長代理は会長が指名することになっております。私といたしましては、佐藤委員を会長代理に指名したいと思います。佐藤委員、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

ただいま会長から指名されました佐藤でございます。会長のご指名ですので、お引き受けさせていただきます。皆さん、よろしくお願いいたします。

(有川会長)

ありがとうございました。これで議事の（１）会長・会長代理の選出が終了しました。この協議会については、各委員から忌憚のないご意見、積極的なご発言をいただきながら、充実した審議をしていきたいと考えておりますので、委員の皆様方のご協力をいただきますようお願いいたします。

(2) 第4次新潟市障がい者計画の進捗状況について

(3) 第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の数値目標達成状況について

(有川会長)

それでは、議事の(2)第4次新潟市障がい者計画の進捗状況についてと(3)第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の数値目標達成状況については、事前に資料を読まれているかとは思いますが、事務局から簡単に説明のほうをお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

新潟市障がい福祉課長の小林と申します。着座にて説明させていただきます。

それでは、議事の(2)、(3)について、各計画の進捗状況・達成状況をご説明いたします。

その前に、はじめに各計画の概要について説明させていただきます。お手数ですが、資料のほうは、参考資料3をご覧ください。参考資料3でございますが、こちらは現行の計画である「第4次新潟市障がい者計画・第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画」の概要版の冊子となります。これらの計画は、「障がい者計画」が基本計画、「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」が具体的な数値目標を示した実施計画といった関係というふうにとらえていただくとわかりやすいかと思えます。

それではまず「第4次障がい者計画」からご説明します。概要版の1ページ、点字資料は2ページの上段をご覧ください。「計画の位置づけ」になりますが、障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、本市の障がい者施策の基本的方向性を定めるものです。基本理念は、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す」としており、この基本理念をもとに、3つの「基本目標」を定めています。

点字資料のほうは3ページになりますが、1つ目は「地域生活の支援体制の充実」、2つ目は「自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実」、3つ目は「地域社会の障がいに関する理解の促進」ということになっております。

続いて、点字資料のほうは5ページになりますが、「計画の期間」でございますが、令和3年度から令和8年度までの6年間としております。

次に2ページ、点字資料のほうは6ページから10ページをご覧ください。「計画の構成」です。先ほどご説明した基本理念、基本目標のもと、「1 地域生活の支援」から「7 行政等における配慮の充実」まで、保健、医療、教育、就労、生活環境、啓発など、幅広い分野にわたる総合的な計画となっております。

3ページから6ページ、点字資料のほうは11ページから22ページにかけて、主な施策を記載してございますので、こちらは後ほど確認をお願いいたします。

続いて「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」についてご説明いたします。同じ概要版の7ページ、点字資料のほうは23ページをご覧ください。この計画は「(1)

計画策定の趣旨」に記載しているとおり、障害者総合支援法および児童福祉法の理念を実現するとともに、地域において必要な各種サービスが計画的に提供されるよう数値目標を設定し、サービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めたものになります。

点字資料のほうは25ページになりますが、「計画の位置づけ」としましては、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」になります。

「計画の期間」は、令和3年度から令和5年度までの3年間でございます。

次に9ページ、点字資料のほうは29ページの中ほどをご覧ください。「令和5年度の成果目標」についてですが、この「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」では、国の基本指針に基づき、「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」から、14ページ、点字資料は38ページまで飛びますが、「(8) 障がい福祉サービス等の質の向上」まで、令和5年度末時点における具体的な数値目標を定めております。

また、15ページから20ページ、点字資料は39ページから65ページになりますが、各種サービスに関する3年間の年度ごとのサービス見込み量も設定しております。こちら、詳細については後ほどご確認をお願いいたします。計画の全体像については以上になります。

続いて、各計画の進捗状況・達成状況についてご説明いたします。資料のほうは1から3まで使用いたします。少々お時間を頂きますが、ご了承願います。

それでは、はじめに、資料1をご覧ください。こちらは、令和3年度から令和8年度までを計画期間としております、「第4次障がい者計画」の達成状況として、計画の方向性に対する令和4年度の取組実績をまとめた資料です。ここでは、各施策の体系ごとに、表の左の欄「施策の方向性」に対し、令和4年度に行った取り組みについて、表の右の欄「令和4年度の取組実績」に記載しておりますが、その中から、主な取り組みをご説明いたします。点字資料のほうは、各項目につきまして、はじめに「取組所属」、「施策の方向性」があり、そのあとに「令和4年度の取組実績」を記載しております。

それでは、1ページ、点字資料も1ページをご覧ください。「1 地域生活の支援」、「(1) 相談支援体制の充実」の項目では、1ページの①から5ページの⑦まで、点字資料では1ページの[1]から18ページの[7]まで、相談窓口の運営や各種専門関係機関の連携、支援体制の充実に努めました。

まず、1ページの「①障がいのある人が、身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備」では、各種相談機関や各地域の相談員等において、障がい者やその家族に支援を行ったほか、基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、障がい児に関する相談体制の充実に図りました。また、こころの健康センターにおいては、精神に障がいのある方やその家族などを対象に、精神疾患やストレスによるさまざまな不安等に関する相談支援を実施いたしました。

続いて、下段、点字資料は5ページの中ほどをご覧ください。「②夜間を含めた常時の連絡体制の確保」ですが、基幹相談支援センターや相談支援サービスにより相談連絡体制を確保したほか、地域生活支援拠点等事業において、夜間や休日における相談支援や緊急時

の対応を行い、24時間365日の体制で支援を実施いたしました。

また、聴覚障がい者への意思疎通支援として、警察、消防、医療機関と連携し、休日・夜間の緊急時においても、手話通訳者等を派遣できる体制を確保いたしました。

続いて、2ページ、点字資料のほうは7ページをご覧ください。「③発達障がいや難病、強度行動障がいなどに対する専門機関との連携等」につきましては、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」において、専門医による相談を実施するとともに、難病への対応として、保健師による訪問指導、新潟県・新潟市難病相談支援センターでの難病相談支援員による相談支援を実施いたしました。また、新潟市難病対策地域協議会での課題検討や、難病患者支援従事者研修会、多職種連携研修会の実施により、各支援者のスキル向上に取り組みました。

強度行動障がいへの対応としては、これまで実施してきた支援者養成研修のフォローアップとして、豊富な知識・経験をもつ強度行動障がい支援マネージャーによる、より良い支援の提供に向けた相談、助言、研修などを実施し、過去の研修修了者のブラッシュアップや、事業所の支援力向上を図りました。

続いて、3ページ、点字資料は11ページをご覧ください。「④発達障がいへの支援」につきましては、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」において相談支援を実施するとともに、発達障がい児者地域支援協議会を開催し、関係機関の相互連携の強化を図りました。

また、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、保育所等への巡回支援を実施したほか、保育士等を対象とした発達支援コーディネーター養成研修を行い、療育支援体制強化に取り組みました。

続いて、4ページ、点字資料は14ページの中ほどになりますが、お開き願います。「⑤ひきこもりに対する支援」については、ひきこもり相談支援センターにおいて、各区の社会福祉協議会と連携し、引きこもりに関する相談や、区単位でのひきこもり支援連絡会の実施など、引きこもりで悩む本人やその家族に対する支援を行いました。

続いて、5ページ、点字資料は18ページをご覧ください。「⑦相談支援体制の効果的な実施」につきましては、自立支援協議会などを運営し、地域課題の掘り起こしや困難事例への対応等について協議を行い、関係機関のネットワーク強化に努めました。

続きまして、6ページ、点字資料は20ページの中ほどをご覧ください。「(2)在宅サービスの充実」になります。取り組みですが、居宅介護をはじめとする各種サービスを引き続き提供するとともに、補装具費の支給や日常生活用具の給付などを行いました。各種サービスの供給実績については、記載のとおりでございます。

続いて、7ページ、点字資料は25ページの下段をご覧ください。「(3)経済的な支援」になりますが、特別障がい者手当や生活保護扶助費等の各種手当の支給を行うとともに、福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成など、移動にかかる費用の助成を行いました。

続いて、8ページ、点字資料のほうは30ページをご覧ください。「(4)サービス基盤の充実」では、障がい者の共同生活の場であるグループホームや、精神障がい者地域生活支援施設に係る運営費の一部について補助を行いました。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のため設置しました「精神障がい者の地域生活を考える会」において、各種研修会や相談会を開催し、関係機関のネットワーク強化や支援者の人材育成に努めました。

続きまして、9 ページ、点字資料では 36 ページをご覧ください。「(5) 地域生活を支える人づくり」では、各区に障がい者相談員を設置し、身近な地域での相談や情報提供等の支援を行ったほか、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症の問題を抱える方を包括的に支援するため、関係機関などの連携を図りました。

続いて、10 ページのほうは飛ばしまして、11 ページ、点字資料のほうは 47 ページの下段をご覧くださいと思います。「(7) 情報提供・意思疎通支援の充実」になります。意思疎通支援のため、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、また、通訳者等人材の養成に努めました。そのほか、障がい者 IT サポートセンター事業として、障がい者向けの IT 機器に関する相談・訪問サポート等を通じ、支援機器に関する情報提供を行いました。また、市長記者会見への手話通訳者の配置や、点字・音声版での「市報にいがた」の発行、障がいのある方への適切な市政情報の提供に取り組みました。

続いて、12 ページ、点字資料は 54 ページ下段をご覧ください。「(8) 災害時支援体制の整備」では、水防法に基づく避難確保計画の策定が義務付けられる施設に対し、計画策定を促すとともに、令和 4 年度より報告義務が必要となった避難訓練の実施について、事業所へ通知し、各施設で避難訓練を実施するなど、災害時における避難体制の強化を図りました。また、障がいのある人など、災害時に自力での避難が難しく、家族などの支援が望めない人の支援体制づくりを目的とした、避難行動要支援者制度の周知を図るとともに、要支援者名簿を地域の支援者と共有し、災害時の共助の仕組みづくりに取り組みました。

続いて、14 ページ、点字資料は 60 ページをご覧ください。ここからは「2 保健・医療・福祉の充実」の項目となります。

「(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援」では、基幹相談支援センターに配置する障がい児支援コーディネーターにより、障がい児に係る相談支援を実施するとともに、こども家庭課において、療育教室や医師による発達相談会を実施したほか、乳幼児健康診査などを活用し、障がいの早期の気づきや支援につなげました。また、児童発達支援センターこころんを中核とし、巡回支援や保育所等訪問支援事業の実施により、早期療育の充実に取り組みました。

続いて、15 ページ、点字資料は 65 ページをお願いいたします。「(2) 医療・リハビリテーションの支援」では、医療サービスを安心して受けられるよう、引き続き重度障がい者医療費助成や、自立支援医療などの各種医療費助成を実施したほか、口腔保健福祉センターを中心に、一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者に対する特別診療や、障がい福祉サービス等事業所を対象とした口腔検診等を実施いたしました。

また、社会適応訓練や生活訓練、補装具装着訓練などの各種訓練事業の実施により、障がいのある人の日常生活の質の向上と社会参加を促進しました。

続いて、16 ページ、点字資料 71 ページをご覧ください。「(3) 精神保健と医療施策の推進」では、こころの健康センターにおける精神障がい者やその家族などの相談への対応や、自殺対策として、関係機関と連携し、自殺未遂者本人やその家族等に対し、電話・訪問等による支援を行いました。

また 17 ページ、点字資料は 75 ページの中ほどになりますが、県と共同で運営する精神科救急情報センターや、精神医療相談窓口による相談のほか、医療機関の連携体制構築を図るセミナーの開催により、精神科救急医療体制の強化に取り組みました。

続きまして、18 ページ、点字資料では 79 ページをご覧ください。「(4) 難病に対する保健・医療施策の推進」では、難病患者に対し特定医療費助成を行うとともに、新潟県・新潟市難病相談支援センターにおける相談支援のほか、令和 3 年度に実施した難病患者等在宅人口呼吸器装着者の避難訓練の結果を受け、新しい避難計画様式と記入マニュアルを作成するなど、難病患者やその家族が住み慣れた地域で安心して療養しながら生活できるよう、地域における難病患者の支援体制構築に取り組みました。

続いて、19 ページ、点字資料は 82 ページの中ほどをご覧ください。ここからは「3 療育・教育の充実」の項目になります。

「(1) 就学前療育の充実」では、身近な場所で療育が受けられるよう、療育教室を実施したほか、次の 20 ページ、点字資料は 87 ページの中ほどになりますが、市内保育所等に配置された発達支援コーディネーターを対象とした研修会を開催し、資質の向上に向けた支援を行うとともに、保育所等においては、発達状況に合わせた個別の配慮を行いながら、障がいのある子どもを受け入れました。

続いて下段、点字資料は 89 ページの下段をご覧ください。「(2) 学校教育の充実」では、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めるため、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室を整備するとともに、次の 21 ページ、点字資料は 94 ページの中ほどになりますが、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、一人ひとりの特性やニーズに応じた支援を行いました。

また、福祉読本を活用し、障がいのある人や高齢者について学ぶことで、子どもたちの障がいに対する理解を促進するとともに、総合教育センターなど関係機関で連携し、特別支援教育に関する研修を行い、教職員の理解促進や指導力向上に努め、特別支援教育を推進したところでございます。

続いて、22 ページ、点字資料は 101 ページの上段をご覧ください。ここからは「4 雇用促進と就労支援」の項目となります。

「(1) 雇用促進と一般就労の支援」では、新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」において、就職を希望する障がい者の相談から定着までの一貫した伴走型支援を、関係機関と連携して実施しました。また、障がい者雇用に積極的に取り組む事業所を紹介する『障がい者雇用にいがた企業探訪』を発行し、障がい者雇用の啓発を行いました。

23 ページ、点字資料は 106 ページに移ります。引き続き、雇用促進の取り組みについてですが、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」と連携したセミナーなどを実施し、障がい者雇用に推進しました。加えて、本市の特性である農業分野において、障がいのある方が働く場を拡大できるよう、福祉施設による施設外就農の推進や、農業者からの新たな連携相談に対応し、農家と障がい者の相互理解を進めました。

続いて、点字資料は 109 ページの中ほどをご覧ください。「(2) 福祉施設等への就労の支援」では、障がい者が就労や生産活動を通じ、自立した生活を送るための支援として、就労継続支援給付費などを支給したほか、授産製品の共同販売を行う「まちなかほっとショップ」を活用し、障がい者の就労や障がいへの理解促進を図りました。

次の 25 ページ、点字資料は 114 ページ以降となりますが、「5 生活環境の整備」から「7 行政等における配慮の充実」までにつきましては、時間の都合により、説明のほうは省略させていただきます。

これまで計画の取り組みについて説明してまいりましたが、本市では障がい者計画で定める方向性に沿いまして、市役所の各所属において取り組みを進めております。おおむね計画どおり実施できているものと考えておりますが、取り組みが不足している部分、さらに発展的に取り組みを強化していける部分など、委員の皆様の意見も頂戴しながら検討を行い、取組事例等を全庁的に共有しながら、今後も庁内横断的に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、資料の2に移ります。第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の数値目標達成状況について、ご説明いたします。

はじめに、1ページをご覧ください。第6期および第2期のそれぞれの計画では、全部で19の成果目標が設定されております。

はじめに、「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」については、「地域生活移行者数」と「施設入所者数」に係る指標を設定しております。地域生活移行者数については、令和元年度末の施設入所者数610人を基準として、令和5年度末までに、27人、1年あたりにして9人ずつを地域生活に移行させることを目標としておりますが、(2)実績に記載のとおり、令和4年度の移行者数は5人となっており、目標値到達ペースをやや下回っている状況でございます。一方、施設入所者数については、令和元年度末の610人から、令和5年度末までに639人に増加させる目標設定をしておりますが、令和4年度実績では596人となっております。

続いて、3ページ、点字資料のほうは4ページの中ほどをご覧ください。「2 福祉施設等から一般就労への移行等」として、ページ数にして8ページまで、点字資料については16ページまで、成果目標を記載してございます。

はじめに、「①福祉施設から一般就労への移行」ですが、こちらは、令和5年度の一般就労移行者を160人以上にすることを目標とするもので、第5期計画の目標値154人の1.04倍以上にするという考えの下、設定しております。(2)の実績ですが、令和4年度の一般就労移行者数は199人となっており、現時点で目標値を上回っております。

続いて、4ページ、点字資料は6ページの中ほどをご覧ください。②以降については、一般就労に移行した人数について、さらに細かく、内訳として設定してる目標になります。②は、就労移行支援事業から一般就労への移行した数値になっております。こちらは、令和5年度における一般就労移行者数を、99人以上とするという目標を設定しておりますが、(2)の実績ご覧いただきますと、令和4年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数は122人となっており、現時点で目標値を上回っております。

続いて、5ページ、点字資料は8ページの中ほどをご覧ください。「③就労継続支援A型事業から一般就労への移行」です。②と同様に、令和元年度の実績をもとに、目標を22人以上としていますが、令和4年度の実績で32人と、目標値のほうを上回っております。

続いて、6ページ、点字資料は10ページの中ほどをご覧ください。「④就労継続支援B型事業から一般就労への移行」でございます。こちら、②と③と同じ考え方により設定した目標値に対し、令和4年度の実績は、目標24人以上に対し、令和4年度の実績29人ということで、上回っているところでございます。

続いて、7ページ、点字資料は12ページの中ほどをご覧ください。「⑤一般就労移行者の就労定着支援利用率」でございます。令和5年度の一般就労移行者のうち、7割が就労

定着支援事業を利用することを目標としております。(2)の実績として、令和4年度の一般就労移行者数199人のうち、就労定着支援事業を利用した人は112人で、利用率は56.3%となっております。現時点で目標を下回る結果ということになっております。利用者数については増加傾向にありますが、より多くの方に利用していただけるよう、サービスの周知に力を入れたいと考えております。

続いて、8ページ、点字資料は14ページの中ほどをご覧ください。「⑥就労定着支援利用による就労定着率」です。こちらは、令和5年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数を、全体の7割以上とすることを目標としております。実績ですが、令和4年度の就労定着支援事業所数は14カ所あり、そのうち、就労定着率が8割以上である事業所は12カ所、割合として86%ということで、現時点では目標を上回っているところでございます。

以上が、障がい者の就労に関する成果目標およびそれに対する実績でございました。

続きまして、9ページ、点字資料では16ページの中ほどをご覧ください。「3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」になります。

はじめに「①精神病床における早期退院率」でございます。こちらは、令和5年度における精神病床入院者の退院率について、3カ月時点で69%以上、6カ月時点で86%以上、1年時点で92%以上とすることを目標としております。(2)の実績ですが、令和4年度は、3カ月時点で63%、6カ月時点で86%、1年時点で93%となっており、昨年度同様、おおむね目標値と同水準となっております。

続いて下段、点字資料は18ページの中ほどをご覧ください。「②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取組の推進」です。精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者、家族、医療・保健・福祉等で包括的な支援について協議を行う「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」について、年2回の開催および当事者団体等との共同事業を2事業実施するという目標を立てておりますが、実績ですが、令和4年度はいずれも目標を達成しているところでございます。

続いて、10ページ、点字資料は20ページの中ほどをご覧ください。「4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」でございます。この目標は、令和5年度末までに、地域生活支援拠点等に求められる5つの機能をすべて整備している状態にあること、および年1回以上、運用状況の検証・検討を実施するというものでございます。(2)の実績の数字は、検証・検討の実施回数となっております。

新潟市では、平成30年度に地域生活支援拠点等を整備し、現在、国が示す5つの機能を全市的に展開している状況となっております。引き続きまして、各区自立支援協議会における協議ですとか、拠点事業所連絡会議を開催することにより、実施状況の確認や課題の共有を行い、一層の機能充実に図ってまいりたいと考えております。

続いて、11ページ、点字資料では23ページをご覧ください。「5 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備」として、「①児童発達支援センターの設置数」から、13ページ、点字資料は30ページになりますが、「⑤教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率」まで、障がい児の支援体制に関する成果目標となっております。

はじめに、「①児童発達支援センターの設置数」ですが、令和5年度末時点で、児童発達支援センターが少なくとも1カ所以上あることを目標としておりますが、本市ではすでに

福祉型、医療型でそれぞれ1カ所ずつ設置されており、目標は達成してございます。

続いて、下段、点字資料では24ページの下段をご覧ください。「②保育所等訪問支援の利用体制」でございます。こちらは、障がいのある子どもに、より質の高い専門的支援を提供する、保育所等訪問支援サービスの提供事業所の設置を目標に掲げたところですが、令和4年度時点で、2カ所の事業所でサービスを提供しており、今後も新潟市児童発達支援センター「こころん」と協力しながら、ニーズに応じたサービスを提供できるよう、提供体制の充実、訪問先の理解促進に努めてまいります。

続いて、12ページ、点字資料は26ページの中ほどをご覧ください。「③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保」でございます。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が1カ所以上ある状態にするという目標に対し、令和4年度末時点で、児童発達支援事業所が3カ所、放課後等デイサービス事業所が6カ所ございます。そういうことで、目標のほうは達成してございます。

続きまして下段、点字資料は28ページの中ほどをご覧ください。「④医療的ケア児に対する支援」です。令和5年度末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が、医療的ケア児への適切な支援について連携を図るための協議の場の設置、および医療的ケア児等コーディネーターを配置するという目標を定めているものです。本市では、自立支援協議会の相談支援連絡会療育等支援班において、医療的ケア児の支援についての協議を行っているとともに、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講した相談員3名を、基幹相談支援センターに配置し支援を行っており、目標は達成しているところですが、引き続き関係機関の連携、支援体制の充実に取り組んでまいります。

続いて、13ページ、点字資料では30ページの中ほどをご覧ください。「⑤教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率」についてです。こちらは、令和5年度末時点の幼稚園・保育園等への発達支援コーディネーターの配置率を、令和元年度の79.7%から増加させることを目標としておりますが、(2)の実績として、令和4年度末時点の配置率は87.2%と、目標のほうは大きく上回っておりますが、前年度比ではやや減少ということになりました。引き続き養成研修の実施等により、療育支援体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、14ページ、点字資料は31ページの下段をご覧ください。「6 障がいや障がいのある人への理解促進」の項目です。

はじめに、「①新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」ですが、令和5年度の当条例の認知度を35%以上とする目標に対し、令和4年度では39%と、目標を上回りました。引き続き、条例の普及のための取り組みを進めてまいります。

続いて下段、点字資料は34ページをご覧ください。「②学校等を通して新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」です。こちらは、小・中学校等において、障がいのある人とない人の交流を通して、条例の周知に取り組むというもので、年間16回以上を目標として定めておりますが、令和4年度は、障がいのある方を招いた福祉教育など計35回実施し、子どもたちの障がいへの理解を深めました。

続いて、15ページ、点字資料は35ページの上段をご覧ください。「7 相談支援体制の充実・強化等」についてです。こちらは、令和5年度末時点において、総合的・専門的な

相談支援の実施、および地域の相談支援体制を充実・強化する体制を整備することを目標としているものですが、新潟市では基幹相談支援センターにおいて、専門性の高い総合的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者等関係機関への専門的な指導・助言、各種会議への参加等による連携強化など、地域の支援力向上、重層的な相談支援体制の構築に取り組んでいるところでございます。

最後に、下段、点字資料は 37 ページをご覧ください。「8 障がい福祉サービス等の質の向上」についてです。こちらは、令和 5 年度末時点における障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み体制の構築を目標としております。令和 4 年度においては、都道府県等が実施する各種研修に本市職員が参加し、関係法令、あるいは障がい者支援に対する理解を深め、資質向上に努めるとともに、強度行動障がい者支援に係る研修等を実施し、障がい福祉サービス事業所の支援力向上に取り組みました。

第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画の数値目標達成状況については、以上でございます。

長くなって恐縮ですが、最後資料の 3 「第 6 期新潟市障がい福祉計画・第 2 期新潟市障がい児福祉計画のサービス見込み量に対する実績について」、説明いたします。

第 6 期新潟市障がい福祉計画・第 2 期新潟市障がい児福祉計画では、今ほどご説明した成果目標のほか、80 項目の各種サービス等について、サービス提供の見込み量を年度ごとに設定しております。

資料 3 の表の中でご覧いただきたいのは、「達成状況に応じて 1～5 の数字を入力」という箇所、点字資料では「達成状況」の箇所になります。ここでは、設定した見込み量に対して、令和 4 年度実績としてどの程度達成しているかを 5 段階評価で表しており、5 は 100%以上、4 は 80%～100%未満、3 は 60%～80%未満、2 は 60%未満、1 はその他特殊な状況にあるものということで、表しております。

80 項目のうち、達成状況「5」のサービスが 41、達成状況「4」のサービスが 22 で、全体の 8 割近くのサービスについては、設定した見込み量をおおむね提供できているという状況でございます。具体的な実績につきましては、後ほど資料をご覧いただきたいと思いますが、設定した見込み量に対し不十分となった、残り 2 割のうち、主なサービスの状況について、2～3 ご説明させていただきます。

はじめに 1 ページ、点字資料のほうは 2 ページの中ほどになりますが、上から 5 つの事業は訪問系サービスということでございますが、そのうち点字資料では 7 ページになりますが、「重度障がい者等包括支援」については、達成状況が「1 その他」となっております。これは、市内で実施している事業所がなく、そのため、他のサービスを組み合わせながら対応しているということで、達成状況を「1 その他」としているものでございます。

続いて、3 ページの上から 3 段目、点字資料は 25 ページの中ほどをご覧ください。「医療型児童発達支援」の項目でございますが、こちらにつきましては、新潟県はまぐみ小児療育センターにおいてサービス提供を行っておりますが、事業所が限られるため、見込み量を下回る状況となっているところでございます。

最後に、6 ページの上から 3 段目、点字資料は 65 ページの中ほどをご覧ください。「地域活動支援センターⅡ型」になりますが、「地域活動支援センターⅡ型」の「自市分」について、こちらは、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会

適応訓練、入浴等のサービスを提供するものです。令和4年度は未達成となっておりますが、入浴希望者数の増加等の課題があることに伴うものでございます。「地域活動支援センターⅡ型」につきましては、利用者のニーズに応じた事業所の整備が課題となっているところでございます。

以上、達成状況の低いもののうち、主なものにつきまして説明いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響ですとか、物価高騰などによる社会環境の変化など、障がい福祉分野における課題はさまざまございますが、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、今年度も引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より、障がい者計画の進捗状況と、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の数値目標について、説明がありました。お聞きになりたいことや、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、議事(2)と議事(3)を終了させていただきます。

(4) 第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の策定について

(有川会長)

議事の(4) 第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の策定についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

それでは、議事(4)についてご説明いたします。

資料4、1ページ、点字資料も1ページになります。はじめに、「1. 計画の位置付け」でございますが、先ほども説明いたしました、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」です。どちらの計画も、市町村は、国の基本指針に即して策定するものとされております。

なお、障害者総合支援法および児童福祉法において、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」は一体のものとして作成できると規定されており、本市におきましては、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を一体のものとして作成しておりますので、次期計画についても同様の形で作成したいと考えています。

続きまして、1ページの中ほど、点字資料は3ページの上段をご覧ください。「2. 計画期間」ですが、令和6年度から令和8年度までの3年間でございます。

続きまして、「3. 計画策定の基本的な考え方」でございますが、国の基本指針に即しながら、本市の障がい者計画との調和を図りつつ、これまでの本市の実績、実情、さらにはアンケート調査などを踏まえて、策定のほうを進めたいと考えております。

続きまして、2ページ、点字資料は5ページの中ほどをご覧ください。「4. 第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画の構成について」でございます。この構成や項目につきましては、特段の変更は予定しておりませんが、令和5年5月に出されました国の基本指針を踏まえて、内容を拡充することになるものと考えております。

ここで、資料のほうですが、本日机上配布いたしました「障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 改正後概要」をご覧ください。A4横でとじられているものでございます。この資料は、国が5月に示した基本指針の概要でございますが、今年3月に開催しました施策審議会でも、その時点ではまだ案の段階でしたが、同様の資料を配布しております。

この資料のほうを、すみませんが1枚めくっていただきまして、「3 基本指針見直しの主な事項」をご覧ください。点字資料のほうは6ページになります。項目ごとに、見直し事項が記載されておりますが、その内容につきましては、前回の計画策定以降に改正なり施行された各種の関係法令ですとか、関連する法定計画の内容、あるいは課題や目標の進捗状況などを踏まえたものが多いというふうに考えております。この見直し事項について、本市の計画にどのように反映させるかにつきましては、次回の審議会で案をお示しし、議論のほうをお願いしたいと考えておりますが、ここでは、次の「4 成果目標」について、何点かポイントを説明させていただきます。

点字資料のほうは12ページの中ほどになります。はじめに、「①施設入所者の地域生活への移行」の施設入所者数の目標でございます。現行の目標は、令和元年度末の1.6%以

上削減ということになっておりますが、入所者の重度化・高齢化が進む中、施設から地域への移行に向けたさらなる取り組み、具体的には適切な意思決定支援などを推進することとし、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減ということが基本となりました。

続きまして、点字資料のほうは13ページ下段をご覧ください。「③地域生活支援の充実」の強度行動障がい関係になりますが、現状では、障がい福祉サービス事業所での強度行動障がい有する者の受け入れが困難であり、支援ニーズに基づき支援体制の整備を図る必要があるといった考えのもと、「強度行動障害を有する方に関して、市町村において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める」という目標が新設されたところでございます。

続いて、点字資料16ページをご覧ください。「⑤障害児支援の提供体制の整備等」でございまして。いくつか項目がございまして、一番最後の項目になります。こちらのほうは、児童福祉法の改正により、障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体が、都道府県および政令市であることが明確化されたことに伴い、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置が、新たに目標として設定されたところでございます。

次回の審議会では、これら国が示した基本指針に基づき、本市としてどのように取り組むのか、具体的な数値目標ですとか取り組みについて、案をお示しさせていただきたいと思っております。

お手数ですが、資料については資料4に戻っていただきまして、3ページ、点字資料のほうは資料4の9ページの中ほどをご覧ください。「5. ニーズ把握の方法」になりますが、こちらにつきましては、次の議事(5)アンケート調査のところでも詳しく説明をさせていただきます。

続きまして、4ページ、点字資料は13ページになります。「6. 策定スケジュール(案)」になります。まず、これまでの動きとしまして、障がい福祉施策に関するニーズ把握のため、8月に障がい者手帳所持者などを対象としたアンケート調査、7月から9月にかけて特別支援学校の生徒などを対象としたアンケート調査を行っております。

本日を含めまして、今年度は当障がい者施策審議会を4回開催したいというふうに考えております。まず本日、第1回の施策審議会では、今ご説明しております次期計画の構成(案)について審議いただきまして、2回目は10月に開催を予定しております。ここでは、計画の素案を委員の方々にお示しして、ご意見のほうを頂戴したいと考えております。その後、計画の素案を確定させまして、12月にパブリックコメントのほうを実施したいと考えております。その後、第3回目として、2月ごろに開催し、パブコメの結果とその対応についてご報告し、計画案の承認を頂けるよう、今後進めていきたいと考えております。第4回は3月に開催いたしまして、次期計画および来年度の障がい福祉関連予算について、ご説明させていただくことにしております。

なお、この計画については、3月に開催する社会福祉審議会でも報告させていただく予定としております。以上、説明を終わります。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見やご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで議事（４）を終了します。

(5) 障がい福祉施策に関するアンケート調査について

(有川会長)

議事の「(5) 障がい福祉施策に関するアンケート調査について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

続きまして、議事の(5) 障がい福祉施策に関するアンケート調査についてご説明いたします。

資料の5-1をご覧ください。点字資料のほうは2ページになります。今回、次期計画の策定に向け、2種類のアンケート調査を行っております。

まずは①ですが、「障がい者手帳所持者等を対象としたアンケート」でございます。表の見方ですが、「母数」が手帳などを持っている人の全体数、「対象者」が母数から抽出したアンケートの対象者数ということでございます。各種別ごとに、それぞれ約1割の方を抽出しまして、合計4,920名の方々にアンケートを送付、依頼し、現在集計作業のほうを進めているところでございます。

続いて、下段、点字資料は4ページをご覧ください。「②市内の特別支援学校、特別支援学級等に在籍している児童・生徒等を対象としたアンケート」でございます。これは、障がい児福祉計画を策定する上で必要なニーズの把握ということで、実施しているものでございます。表にありますとおり、特別支援学校在籍・特別支援学級在籍・通級指導教室入級の児童・生徒、あと児童発達支援センター「こころん」などの利用者を対象としまして、それぞれの母数から約1割～2割ずつ抽出しまして、アンケート調査を実施しているところでございます。

続きまして、資料5-2と5-3は、実際に送付したアンケートになります。

まず資料5-2をご覧ください。障がい福祉施策に関するアンケートの質問内容でございますが、令和2年度に行った前回のアンケート調査を基本としております。ただ、今回、調査を行う前に、委員の皆様からアンケート内容についてご意見を頂戴しまして、頂いたご意見を踏まえまして、設問の追加、あるいは修正を行っております。そこで、今回このアンケートの主な変更点につきまして、ご説明いたします。

まず、全体の構成になりますが、3ページから5ページ、点字資料は5ページの中ほどから9ページの上段にかけて、問1から問9になりますが、ここでは年齢や性別、家族構成など、回答者の属性に関する質問。次の5ページの下段、点字資料は10ページの中ほどの、問10以降は、福祉サービスや権利擁護など、施策につながる内容となるように、質問の並び替えを行ったところでございます。

次に、4ページ、点字資料は8ページをご覧ください。問8になります。「問8 あなたは普段の生活で誰から介助・支援を受けていますか。」ということですが、こちらは前回のアンケートにもあった質問でございますが、選択肢の部分について、介助・支援などの実態をより細かく把握するということで、「子」を「息子」ですとか「娘」に分ける、「息子の配偶者」や「娘の配偶者」を新たに設けるといったような、選択肢のほうを修正させていただいております。今まで、例えばお子さんであれば、単純に「子」という回答一択だったんですけれども、そこを例えば「息子」ですとか「娘」といったように、細分化させ

ていただいたところです。

次に 10 ページ、点字資料は 21 ページをご覧ください。「問 16 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。」についてでございます。この質問では、障がいを理由とした嫌なことや困ったことがあるときに、話せる相手ですとか相談する場について、実態を把握することを目的に、新たに追加をした質問ということになります。

障がい福祉施策に関するアンケート調査の結果につきましては、今後の審議会でご説明のほうさせていただきます。

以上、簡単ですが、アンケート調査の説明については以上で終わりたいと思います。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(栗川委員)

はい。

(有川会長)

栗川委員、お願いいたします。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。いろいろとありがとうございます。特に資料の読み上げに関して、点字の資料のページ等も適切に読んでいただいて、もちろんその前にすべての資料に関して点字資料も用意していただいて、非常に会議に参加しやすく、あるいは理解もしやすい状況の環境を整えていただけるということで、事務局の方に感謝したいと思います。

アンケートに関してなんですけれども、これも事前の、6月ぐらいでしたかね、今年の。事前の資料が来たものに対して、少し私のほうも改善意見を述べさせていただきました、それに対応した形でアンケートが修正していただけたということ、これもすごくよかったですと思ひまして、ありがとうございます。

ただ、1点だけ、障がい児のアンケートのほうなんですけれども、その対象者に関して、事前のところで意見を申し上げました。それはどういう意見を言ったかという、障がい児は、特別支援学校や特別支援学級などに通ってる子どもだけではなく、特に今のインクルーシブ教育ということを考えていった場合に、普通学校・普通学級で学んでいる障がい児も含めて考えるべきだし、このアンケートが今後の施策の基盤になる資料ということであれば、なおさらそういう人を除外した形のアンケートというのは不適切で、アンケートそのものの信頼性を傷つけるというか、1つの傾きを持ったアンケートとしてとらえられかねないので、対象者については、普通学級で学ぶ児童・生徒の皆さんも含めてやった方がいいのではないかというふうに意見を申し上げましたけれども、これに関してはまったく受け入れられず、実施されたということでもあります。

すでに実施されてしまったので、今さら変更等はできないんですけれども、なぜそこで

普通学級等で学ぶ児童・生徒を、このアンケートの対象から除外したのかという理由について、資料で少し回答していただいた面はあるんですけども、全然僕としては納得がいかないというか、なので、そこの部分をご説明いただきたいというふうに思います。

これは今後も、障がい児の特に教育に関して、これからインクルーシブな教育ということを考えていくときに、障がい児が特別支援学校在籍者、あるいは特別支援学級在籍者等に限られていいのかという、大きい問題を含んでると思いますので、そののところ、特にアンケートの対象からなぜ除いたのかということについて、ご説明を頂ければと思います。よろしくをお願いします。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの栗川委員のご意見につきまして、ご質問につきまして、ご回答いただけますでしょうか。

いかがでしょうか。基本的にインクルーシブ教育を推進していくプロセスの中に、通常級の在籍の児童・生徒が、障がいのある児童・生徒の可能性というのは当然出てくるわけなんで、その子たちの、アンケートですので、そこが反映されなくなってしまうのではないかという趣旨のお話だったかと思います。よろしいですか。

(事務局：小林障がい福祉課長)

説明は事務局側の特別支援教育課からさせていただきます。

(事務局：特別支援教育課 今井指導主事)

まずはお話しいただきまして、ありがとうございます。特別支援学級・学校に在籍するお子さんだけのアンケートかということ、そのようなことにはなっておりません。通級指導教室というサービスを受けているお子さんは、通常の学級に在籍しているお子さんです。その中に、通級指導教室に通っている 351 人から抽出した 79 人、それから中学校で 24 人のうちの 4 人という、少ない数ではあるんですが、通常の学級に在籍して、通級指導という、発達障がい、それから見え方、聞こえ方の苦手さがあるお子さんについても、対象にはなっております。

それから、あともう 1 つ、①の「障がい者手帳所持者を対象としたアンケート」のところで、JOIN さんのほうに相談を受けている方、973 人のうちの 97 人という方についても、私がこのセンターのほうに行って相談を受けるんですけども、JOIN さんのほうから、こういうふうなお子さんがあるんですけどもという相談受けるんですけども、その中に通常学級のお子さんもずいぶん多く入っているというところ、まずはお伝えいたしたいと思いません。きちんとした回答にはなっていないのですが。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。栗川委員、いかがでしょうか。

(栗川委員)

ありがとうございます。私の意見に対して、今お答えいただいたような返事が返って

くるのかな、あるいは普通学級に行っていて、通級等もしていない生徒については、なかなか把握がしづらいので、今回対象外になるとか、そういうような、普通学級もちゃんと意識しながらアンケートをとろうとしているんだという、そういうニュアンスで回答があるのかなと思いつつ、自分でもまあまあ、でもインクルーシブ教育やっぱり大事だから、質問しようと思って質問したわけです。

ところがですね、実際に返ってきた回答というのは、ちょっと読み上げさせていただきたいんですが、ちょっとこれ持ってもらっていいですか。私のところへ来た回答なんですけれども、「普通学級に在籍する、障がいや支援が必要な生徒の保護者の中には、児童の特性を障がいとは認識していない方が一定程度存在しており、障がい児を持つ保護者を対象としているアンケートの対象にするのは難しいと考えております」、これが理由として述べられていたので、「何だ、これは」ということで、感情的に言うと、すごく激怒というか、ですし、理由になってないと思いますし、あるいはまたこれが理由だとすると、極めて問題があるというふうに私は思ったので、今質問させていただきました。この回答頂いたこと自体、間違いないでしょうか。

(有川会長)

はい、いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

すみません、アンケートの回答等については、アンケートの各委員からの意見、それを集約して、どのように対応するか、障がい福祉課のほうで整理、検討はさせていただき、回答のほうはさせていただいたんですが、私も実際にこういう意見があっただけでこうしたいということで、当然議論はした記憶はあるんですけど、大変申し訳ないんですけど、栗川さんがおっしゃったその内容が、正直私、なかなか記憶に残っていないもので、またそこは戻りまして、確認はさせていただければと思いますけれども、繰り返して恐縮ですけども、今回のアンケートについては、普通学級、通級学級におられる障がい児の方も含めてのアンケートということで、実施しているということでございますので、アンケートの意見、回答の経緯については、確認をさせてもらいたいと思います。ちょっとそこは、今明確にお答えできませんので、お時間を頂戴できればと思います。

(栗川委員)

わかりました。よろしくお願いします。

(有川会長)

よろしいでしょうか。若干今、特別支援教育課のほうと、障がい福祉課さんのほうとの間でも、ちょっとまた情報の連携も不十分なところがあるようですので、またご確認いただいたあとでご報告いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議事5を終了いたします。

5. その他

次にその他ですが、事務局からほかに何かありますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、令和5年度第1回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となりますが、委員の方々それぞれのお立場でお気づきのこと、あるいは日常の中でお考えのことがありましたら、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、現状を踏まえた意見なり、あるいは提案についてお書きいただき、提出いただけたらと思います。

皆さん、大変お忙しいところ、長時間にわたる会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。では、マイクを事務局にお返しいたします。

6. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、長時間にわたり議事進行をいただき、ありがとうございました。

事務連絡ですが、駐車券につきましては、無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和5年度第1回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。